

山梨地方最低賃金審議会
令和4年度第1回 特定最低賃金合同専門部会 議事録

1 日 時 令和4年9月28日(水)午後1時58分～午後2時52分

2 場 所 甲府商工会議所 201会議室

3 出席者

電気部会 公益代表：石垣委員、伊藤委員、今井委員
労働者代表：数野委員、小林委員

使用者代表：上野委員、加藤委員、山岸委員

自動車部会 公益代表：伊藤委員、今井委員、岡松委員

労働者代表：雨宮委員、飯沼委員、櫻井委員

使用者代表：金井委員、川島委員

事務局 岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

(1) 特定最低賃金改正の審議日程について

(2) 資料説明

(3) 基本的見解の発表及び改正審議

(4) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

本日はお忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会、第1回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び第1回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の合同専門部会を開催いたします。

本日は、電気専門部会におきまして、労働者側三輪委員、自動車専門部会におきまして、使用者側内藤委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、各部会につきまして、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、専門部会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、本専門部会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はおりませんでしたので、併せて御報告いたします。

本日は、本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2ですが、労働基準部長の岡村から御挨拶を申し上げます。

(労働基準部長)

皆様こんにちは。

私、山梨労働局で労働基準部長をしております岡村でございます。

本年度第1回目の特定最低賃金合同専門部会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、9月下旬とは思えない暑さの中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方の机の上に、辞令を置かせていただいております。

時節柄、これをもちまして正式な就任とさせていただきたいと思っておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

これから皆様に御審議いただきます、電気及び自動車関係の特定最低賃金につきましては、8月23日に開催されました山梨地方最低賃金審議会の第3回本審におきまして「改正の必要性あり」との御答申を受けまして、同日、山梨労働局長から改正の諮問を行い、本部会の設置及び本日の開催に至ったものでございます。

特定最低賃金につきましては、関係労使のイニシアティブにより決定されるという性格上、改正審議におきましては、労使双方の委員の皆様の自発的な御協力というものが不可欠でございます。

何とぞ、御理解くださいますようお願い申し上げます。

本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、原材料等の高騰や物価の上昇など、雇用・経済への様々な影響が生じている厳しい状況の中での御審議をいただくこととなりますが、関係労使の皆様方がこれまで長年築き上げてこられた信頼関係の下で、御審議を円滑に進めていただき、是非全会一致での決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(賃金室長)

着座にて失礼します。

続きまして、各委員の御紹介になりますが、お手元に委員名簿と配席表をお

配りしておりますので、誠に恐縮ですが、これをもちまして御紹介に代えさせていただきます。

(賃金室長)

続きまして次第の3に入ります。

最低賃金法第25条第4項の規定に基づき、部会長及び部会長代理を、公益委員の中から選出していただくこととなります。

いかがいたしましょうか。

(伊藤委員)

事前に部会所属の公益委員の中で調整をしました結果、電気部会については部会長を今井委員、部会長代理を私に、自動車部会については部会長を私、部会長代理を今井委員ということで、それぞれ提案させていただきます。

(賃金室長)

ありがとうございます。

ただいま、伊藤委員から御提案がありました、電気部会については部会長を今井委員、部会長代理を伊藤委員に、自動車部会については部会長を伊藤委員に、部会長代理を今井委員に、それぞれお願いするとの提案についてお諮りいたします。

いかがでしょうか。

(委員一同)

(異議なし)

(賃金室長)

ありがとうございます。

それでは、全会一致で電気及び自動車のそれぞれの部会長及び部会長代理の選出がなされましたので、お手元の専門部会の名簿のうち、電気部会につきましては、今井委員の左に二重丸を、伊藤委員の左に一重丸の記入をお願いいたします。

また、自動車部会については、伊藤委員の左に二重丸を、今井委員の左に一重丸の記入をお願いいたします。

それでは、電気部会の今井部会長、自動車部会の伊藤部会長に、それぞれ御挨拶をいただきたいと思います。

また、以後の議事につきましては、両部会長で御相談いただきまして、議事

進行をお願いいたします。

(今井部会長)

納税貯蓄組合総連合会の今井でございます。

電気関係の特定最低賃金専門部会の部会長の就任に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

冒頭の基準部長さんの挨拶にもありましたように、特定最低賃金は関係労使のイニシアティブにより決定されるというものでありますので、改正審議におきましては、労使双方の委員の皆様の自発的な御協力が欠かせません。

私は今年度から委員となりましたことから、不慣れなことも多々あるかもしれませんが、皆様の御協力をいただきながらやっていく所存ですので、ぜひ、全会一致での決定となりますよう、お願い申し上げます。

今後ともよろしくお願いいたします。

(伊藤部会長)

自動車の部会の部会長を務めさせていただきます伊藤と申します。

よろしくお願いいたします。

自動車の部会におきましても、労使双方のイニシアティブの下に御審議を深めていただき、全会一致での御判断に至りますよう、よろしく御協力をお願いいたします。

【 議事(1) 特定最低賃金改正の審議日程について 】

(伊藤部会長)

今井委員と相談しました結果、本日は、私が座長として議事進行をさせていただくことになりました。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議事の「(1) 特定最低賃金改正の審議日程について」事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、説明いたします。

お手元にお配りしております資料のうち、一枚紙の、「山梨地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会日程(案)」という資料を御覧ください。

各委員の皆様におかれましては、御多忙の中、日程調整に御協力いただきありがとうございます。

お手元にお配りしました案のとおり日程を決めさせていただきまして、メールにて日程案をお知らせしておりますが、改めまして、御了承いただきたいと存じます。

具体的な日程につきまして申し上げますと、まず、電気の部会につきましては、第2回を10月14日金曜日、午後2時から、第3回を10月28日金曜日、午前9時30分からと設定させていただいており、この日までに結審いただくことを想定しております。

次に、自動車の部会につきましては、第2回を10月6日木曜日、午前9時30分から、第3回を10月26日水曜日、午前9時30分からと設定させていただいており、この日までに結審いただくことを想定しております。

会場につきましては、山梨労働局庁舎内の会議室または甲府市塩部のK K R 甲府ニュー芙蓉のいずれかとなります。

電気の部会におきましては、各回で会場が異なることとなり、御不便をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

また、結審に至ったものの、部会において全会一致とならなかった場合に備えまして、10月31日月曜日、午前10時30分から本年度第5回の本審を開催する予定としております。

さらに、部会におきまして全会一致で結審した場合、または部会で全会一致に至らず、本審において結審した場合のいずれにおきましても、結審後、特定最低賃金の改正につきまして労働局長あてに答申をいただくこととなります。

この答申の要旨を公示した後、関係労使から異議申出がなされた場合には、当該異議申し出について審議する本審、いわゆる異議審を開催することとなります。

この異議審を開催する場合につきましては、別途本審の委員の皆様の日程調整をさせていただくこととなります。

なお、例年、特定最低賃金につきましては、異議の申出はなされておりません。

以上でございます。

(伊藤部会長)

ただいまの事務局からの説明に対して、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(伊藤部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、今後、各部会につきましては、事務局から示された日程により開催していくこととします。

【 議事(2)資料説明 】

(伊藤部会長)

次に、議事の「(2)資料説明」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、お手元にお配りしております資料のうち、表紙に「山梨地方最低賃金審議会審議資料」と記載している資料、「山梨地方最低賃金審議会 参考資料」と記載している資料、「山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集」と記載している資料の3つの資料を使用して説明させていただきます。

今回、初めて部会の委員に就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、最低賃金や最低賃金審議会につきまして、基本的な事項につきましても改めまして、一部説明させていただきます。

まず、参考資料と書かれている資料の1ページを御覧ください。

地域別最低賃金と特定最低賃金について説明させていただきます。

最低賃金につきましては、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がございます。

地域別最低賃金は都道府県ごとに定められており、原則として、産業や職業の種類を問わず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者と労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されることとなっております。

山梨県最低賃金につきましては、山梨地方最低賃金審議会の本審及び専門部会におきまして、本年は7月から9月にかけて御審議いただき、866円から898円に改定され、本年の10月20日に発効予定となっております。

次に、特定最低賃金につきましては、それぞれ該当する産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定されて適用されるもので、山梨県内を適用地域としている特定最低賃金としては、お手元の資料のうち審議資料と書かれた資料の1ページ目を御覧いただきたいのですが、特定最低賃金として「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」と「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」の2種類がございます。

皆様に御審議いただきますのは、この電気関係と自動車関係の最低賃金にな

ります。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金額を上回るものとされており、現在の最低賃金額は、電気が1時間934円、自動車が1時間938円となっております。

次に、先ほどの参考資料に戻っていただき、3ページを御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会の構成図になります。

この図の右側が特定最低賃金に関するものとなり、特定最低賃金検討委員会と特定最低賃金専門部会がございます。

次に4ページを御覧ください。

特定最低賃金の改正の手続きを示した図になります。

特定最低賃金につきましては、関係労使からの申し出を受けまして、まず、労働局長が「改正決定の必要性の有無」について、最低賃金審議会に諮問を行います。

この諮問を受け、審議会では、先ほどの図にございました、特定最低賃金検討委員会を設置して、改正決定の必要性の有無について御審議いただくこととなります。

これが、この図の上の段の、点線で囲まれた部分となりますが、この検討委員会は、本年は8月22日に開催され、「改正決定の必要性あり」との結論となり、その後、8月23日に開催されました最低賃金審議会の第3回本審におきまして、労働局長あてに答申をいただきました。

この答申を受けまして、今度は特定最低賃金の改正についての諮問を行わせていただき、本日から開催してまいります特定最低賃金専門部会におきまして、御審議いただくこととなりました。

4ページの資料の図では、下の段の点線で囲まれた部分が専門部会での審議となります。

その後の流れですが、専門部会におきまして特定最低賃金の改定額を決定いただき、労働局長あてに答申をいただきますと、当該答申の要旨を15日間公示いたします。

この15日間は関係労使からの異議申出を受け付ける期間となり、この期間中に異議申出がなければ、その後、官報公示を行い、30日経過後に改定額の効力が発生することとなります。

一方、異議申出がなされた場合には、先ほどの日程説明の際にも触れさせていただきましたが、当該異議申出につきまして、改めて、本審、いわゆる異議審を開催して、審議いただくこととなります。

異議審を経て、改定額が確定した後は、やはり官報公示を行いまして、30日経過後に効力が発生するという流れになります。

次に参考資料の最後のページとなりますが、10ページを御覧ください。

平成14年の中央最低賃金審議会の了承事項であります「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」からの抜粋資料となります。

上から2つ目の黒丸印の項目のうち のアンダーラインがある記述ですが、「金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい」とされており。

この点に御留意いただきまして、本専門部会におきましては、労使の御協力の下、全会一致による決議を、できる限りお願いしたいと存じます。

この全会一致に関係しまして、専門部会の専決の制度について説明させていただきます。

お手元の資料のうち、関係規定・法令集と書かれている資料を御用意ください。

この関係規定・法令集の1ページ目を御覧ください。

こちらは、本年度における山梨地方最低賃金審議会の運営について定めた規定になります。

下から5行目になりますが、第1の2の(2)の工で、「特定最低賃金の改正にあたっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限る」とされており。

この規定を踏まえまして、8月23日に開催されました第3回の本審におきまして、「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること」について、事前に決議をいただいております。

このため、専門部会の金額決議が全会一致であった場合には、そのまま山梨地方最低賃金審議会の決議となり、山梨労働局長への改定額の答申に至ることとなります。

また、専門部会における決議が全会一致でなかった場合につきましては、10月31日に予定している本審におきまして、採決の上、決定いただくこととなります。

続きまして、審議資料の2ページを御覧ください。

審議資料の2ページですが、こちらは令和4年3月末日現在の最低賃金の全国加重平均額の一覧表になります。

表の一番上が地域別最低賃金になります。

令和3年度の地域別最低賃金の加重平均額は930円でしたが、朱書きで追記してございますとおり、今年度、全国における地域別最低賃金が10月に順次改定されまると、31円上昇し、961円ということになります。

次に、赤色の四角で囲んでいる部分ですが、特定最低賃金の電気関係の全国

の加重平均額は908円、輸送用機械器具関係は951円となっております。山梨では、電気の特定最低賃金は全国の加重平均額より高く、一方、自動車の特定最低賃金は全国の加重平均額よりも低い金額となっております。

また、右側の3ページは電気機械器具関係、輸送用機械器具関係の特定最低賃金を設定している都道府県別の資料となります。

都道府県によって、業種のくくりが一部異なっており、特に輸送用機械器具関係につきましては、自動車のほか船舶や建設機械や自転車が入っていたり、逆に自動車の対象外となっていたり、県によって様々なものを輸送用機械器具製造業関係として、ひとくくりにしてあることに御留意いただければと思います。

次に4ページを御覧ください。

こちらは、昨年度の全国における特定最低賃金の審議結果の資料となります。

次に5ページを御覧ください。

平成22年度以降の、全国における特定最低賃金の年内発効状況の一覧表となります。

特定最低賃金の改定につきましては、年内発効を目指すこととされておりまして、実際、その多くが年内に発効されている状況となっております。

先ほどの3ページにお戻りいただきまして、各表の一番右の列が昨年度の各都道府県における電気関係と自動車関係の発効日となります。

山梨県では、昨年度、電気、自動車ともに専門部会での全会一致による答申となりましたことから、発効日はそれぞれの専門部会から一定期間経過後の、令和3年12月15日と、令和3年12月11日となり、いずれも年内発効となっております。

次に7ページを御覧ください。

答申日ごとに異議申出期間や官報公示の手続きに要する日数を考慮した上で、改定後の特定最低賃金が発効となる最短の日を一覧にした表となります。

一番左の列が答申日、一番右側の列が答申日に対応した発効日となっております。

8ページを御覧ください。

表の中ほどに赤線を引いておりますが、年内ぎりぎりの12月31日に発効するためには、11月1日の火曜日までに答申をいただく必要があるということになります。

次に9ページを御覧ください。

山梨県の特定最低賃金改正の推移で、平成元年度から令和3年度までの一覧となります。

一番右側の列が採決の状況になりますが、白丸が全会一致、黒丸が使用者側全員反対、黒三角が労働者側全員反対という記号で表示しています。

多くは、白丸、全会一致となっていることがお分かりいただけるかと思いません。

次に10ページを御覧ください。

山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移の一覧表ですが、各年の引上げ額と引上げ率もあわせて記載しております。

次に11ページと12ページは、それぞれ電気関係、自動車関係の最低賃金推移一覧表ですが、一覧表の右側に、未満率と影響率を記載しております。

未満率とは、現行の最低賃金額に対して最低賃金額を下回っている労働者の割合で、一方、影響率は、新しい最低賃金額に改正された後に改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合のことを言います。

未満率と影響率のデータは、毎年6月に、製造業については労働者100人未満の事業所、その他の業種については労働者30人未満の事業所を対象として実施しております、最低賃金に関する基礎調査という調査からのデータとなります。

次に13ページを御覧ください。

こちらは、常用労働者の一人当たりの平均の1か月の所定内給与額と労働時間の推移の資料で、山梨県が毎月公表している、毎月勤労統計調査から、毎月の数値を拾いまして、令和3年1月から令和4年4月までのデータを取りまとめたものになります。

13ページが全産業と製造業、14ページがE28電子部品・デバイス・電子回路製造とE29電気機械器具製造業、15ページがE30情報通信機械器具製造業とE31輸送用機械器具製造業になっております。

ちなみに、「E28」などの記号は、日本標準産業分類の中分類を表しております。

次に17ページを御覧ください。

こちらは、昨年度の賃金構造基本統計調査結果の一部を記載したもので、17ページは全国の状況、18ページは、県内の状況の資料となります。

一番右側の時間換算額は、所定内給与額を所定内実労働時間数で割ったものとなります。

次に19ページを御覧ください。

こちらは、本年度の最低賃金に係る基礎調査結果のうち、電気関係と自動車関係に該当する業種分を取りまとめた表になります。

一番左側の賃金の階級の幅ですが、現在の特定最低賃金額近辺、具体的には931円から裏面の988円までにつきましては、1円刻みとしておりますが、そ

その他の階級につきましては、10円刻み又は100円刻みとしております。

また、各欄は数字が2段書きで記載されていますが、上側の数字はその階級までの累積の労働者数を表しており、下側のかっこ内の数字は累積の労働者数の全体に占める割合を表しています。

また、電気、自動車それぞれの最低賃金未満の階級部分につきましては、グレーで色付けしております。

次に21ページと22ページを御覧ください。

これは19ページと20ページの表のデータをグラフ化したもので、21ページが電気、22ページが自動車になります。

各階級の労働者数は、累積の数ではなく当該階級の人数を表しています。

次に23ページと25ページを御覧ください。

本年度の最低賃金に係る基礎調査結果に基づき、電気と自動車、それぞれの現在の最低賃金額を下回っている労働者の比率である未満率を算出した結果と、今後、最低賃金が改定された場合に、当該改定額を下回ることとなる労働者の割合である影響率を現在の金額から1円刻みで試算した結果を示した資料となります。

次に27ページを御覧ください。

厚生労働本省が実施した、今年度の賃金改定状況調査結果の概要になります。

29ページからの各表のデータは、AからDのランク別に記載がなされております。

山梨県はBランクですので、Bランクの欄をそれぞれ赤枠で囲っております。

31ページの第1表には、本年になってから賃金引上げを実施した事業所、引下げを実施した事業所、賃金改定を実施しない事業所などの割合が記載されております。

次に32ページと33ページを御覧ください。

第4表の は男女別の賃金上昇率を、第4表の は一般労働者、パート労働者別の賃金上昇率を、業種別に示しています。

専門部会では製造業の欄が参考にさせていただけることになるかと思えます。

次に37ページを御覧ください。

こちらは、39ページから資料としております各種経済指標の主なポイントを取りまとめた一覧です。

この表の真ん中辺りの「ページ」の列には、各資料が何ページにあるかを示しておりますので、後で各資料を御確認いただく際に御活用いただければと思います。

審議資料の説明は以上でございます。

(伊藤部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等がございますか。

(各側委員)

(質問、意見等なし。)

【 議事(3) 基本的見解の発表及び改正審議 】

(伊藤部会長)

よろしいでしょうか。

後ほど質問等ができましたら、その時に取り上げることにしますので、次に進めさせていただきます。

それでは、次に議題の「(3) 基本的見解の発表及び改正審議」に入ります。

まず、労使各側から、金額審議に臨む基本的見解を発表していただきます。

最初に、電気関係の労働者側からお願いします。

(小林委員)

はい。それでは電気関係につきましては、私、小林のほうから説明させていただきます。

資料のほうはお配りされているかと思いますが、読み上げて見解とさせていただきます。

金額改正にあたっての労働側基本見解。

2022年山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業。

特定最低賃金の改正にあたり、労働者側委員の基本的な見解について下記のとおり述べさせていただきます。

各委員の皆様の御理解をお願いいたします。

日本経済は、2020年度の名目成長率が1.2%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が2.2%となる、これは2022年6月の2次速報ですが、回復傾向にあるといわれております。

政府は月例経済報告において、景気の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されるなかで、持ち直しがみられる」か

ら、「景気は持ち直しの動きが見られる。」と修正しています。

一方、県内の雇用状況に目を向けますと、2022年8月30日発表の県内有効求人倍率は1.43倍、正社員有効求人倍率は1.00倍と、昨年秋と比べても好転しており、7月1日発表の企業短期経済観測調査でも、製造業における業況判断DIは25と好転しています。

コロナ禍をきっかけに、社会のデジタル化に対する期待が高まると予想されている事に加え、第4次産業革命と呼ばれるIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能、AIなどの急速な発展を受けて、電機産業としてこれらの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

このように経済成長、社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保といった面からも、法定電気最低賃金の金額改正の取り組みが必要であると考えております。

電機産業の従業員数は、全国平均で製造業の約15%を占めております。

山梨県内においても20%を占めています。

また、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても20%近くを占める主要産業であり、他産業と比較しても山梨県経済における重要な役割を担っているといえますが、大手企業から中小、零細企業まで裾野の広い産業構造になっていることから、産業内の賃金格差が大きい実態にあります。

したがいまして、電機産業に関わる労働者の生活安定と、事業の公正競争の確保を図るうえで、適正水準への改善は必要不可欠であり、電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、この取り組みが必要であると考えます。

裏面に行きまして、山梨県における電機産業のウエイトということで、2020年統計調査を載せさせていただいております。

それから、我々電機連合、電機産業に関わる労働組合の春闘結果の話になりますが、電機連合につきましては2022年闘争において、開発・設計職基幹労働者賃金を中心に、賃金水準改善として、1,500円～3,000円の引き上げを図ることができました。

こうした結果を法定電機最低賃金に反映する必要があるものと考えております。

2022年の春闘の賃上げ実績ということで、電機連合の平均賃上げ額、これは大手を除く中堅中小組合の数字ということになりますけれども、御覧いただければと思います。

率として約2%ということになっております。

それから、県内ということで、連合山梨加盟組合の平均賃上げ額を掲載しております。これは7月のデータです。最新のものは8月に出ていたのですが、率とか額は大きくは変わってはおりません。

上記3の取り組みの中で、電機連合各加盟組合は企業内のミニマム基準となる企業内最低賃金についての金額改定要求を行い、月額166,500円の水準となりました。

この水準の時間当たり換算額は1,067円程度になります。

同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等、均衡処遇の実現に向け、水準重視により、電機連合加盟組合の企業内最低賃金と特定最低賃金934円との格差改善を求めます。

(伊藤部会長)

ありがとうございました。

質問等は後ほど一括していただくことにしまして、続いて電気関係の使用者側お願いいたします。

(山岸委員)

山岸でございます。私のほうから電気関係の使用者側見解を述べさせていただきます。

今年度の山梨県電子部品製造業等の最低賃金の審議に臨み、以下に使用者側見解を述べます。

はじめに。

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、国際情勢の緊迫化や円安によるエネルギー資源の調達難、原材料価格の高騰や電力料金の上昇により、地域経済を支え雇用確保を担っている本県の中小、小規模事業者は非常に厳しい経営環境に置かれています。

一方で、本年度の地域別最低賃金の審議におきましては、32円という大幅な引上げ額で結審したところであり、経営者側としては今後の中小、小規模企業の経営への影響を危惧しているところでもあります。

当特定最低賃金の審議は、公正競争ケースとして、賃金の不当な切下げの防止と事業の公正競争を確保するために行われるものであることを鑑み、公正競争を阻害する要因の有無、また公正競争を確保するために妥当な賃金水準など、本来的な検討材料に基づく審議をお願いするものであります。

続いて、山梨県の経済及び雇用の状況でございます。

9月12日に日本銀行甲府支店から公表された山梨県金融経済概観によりますと、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症や資源価格上昇の影響などが

ら一部に弱さもみられるが、基調としては持ち直している。」とされ、前回からの基調判断は不変としています。

業種別の生産動向については、電気機械が「高めの水準で推移しているが、供給制約の影響もみられている。」とし、電子部品・デバイスでも「高水準横ばい圏内で推移している。」としています。

しかしながら、山梨県中小企業団体中央会の調査による8月の製造業全体におけるDI値をみると、売上高マイナス5、収益状況マイナス40、景況感マイナス15と、収益状況については非常に厳しい見方をしています。

また雇用においては、令和4年8月30日公表の山梨労働局報道資料によると、7月有効求人倍率は1.43倍で、前月に比べて0.01ポイント低下、産業別の新規求人数では、電子部品・デバイス・電子回路製造業114.6%は増加となりましたが、電気機械器具製造業マイナス8.4%と、輸送用機械器具製造業マイナス19.6%は減少となるなど、業種別に異なる状況であることが見て取れます。

続いて、今年度の審議における使用者側の基本的な見解でございます。

以上のとおり、各種経済指標から全体的な傾向を見ると、昨年同時期に比べ、企業経営の改善傾向は伺われますが、長期化が懸念される円安や資源価格の上昇、エネルギーコストの上昇などに伴う生産コストは大幅に上昇していることに加え、不透明な世界情勢が続くことを考え合わせると、特に中小、小規模事業者の経営は依然として厳しいものがあると考えます。

地域における雇用の主たる担い手である中小、小規模事業者の支払い能力を超えた特定最賃上昇は、労働時間の短縮や雇用人員の減少につながるのみならず、中小、小規模事業者の経営の根幹を脅かし、事業継続にも支障をきたすおそれもあります。

当特定最賃においては、これまでの労使の審議、協力により、近年は全国トップクラスの水準を確保しており、既に公正競争を確保する基準にあるものと認識しております。

今年度の審議では、未だ厳しい経営環境にある中小、小規模事業者の事業継続と雇用維持に配慮した審議を行いたいと考えております。

以上でございます。

(伊藤部会長)

ありがとうございました。

続きまして、自動車関係の労働者側、お願いいたします。

(櫻井委員)

自動車関係の担当をします櫻井です。

よろしく申し上げます。

お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

山梨県自動車・同附属品製造業の最低賃金改定に対する労働者側の基本的見解になります。

1番は、山梨県内の景気および生産動向ということで日銀甲府支店、山梨中央銀行、甲府財務事務所が発表しているもの、それぞれ、9月、7月のデータ、そこから引用しております。

日銀甲府支店。県内景気は、新型コロナウイルス感染症や資源価格上昇の影響などから一部に弱さもみられるが、基調としては持ち直している。

山梨中央銀行。県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されるなかで緩やかに持ち直している、という風な発表をしております。

甲府財務事務所も、県内経済は、緩やかに持ち直している、という発表をしております。

雇用の状況ということで、有効求人倍率をここに表しております。

5月1.39倍、6月1.44倍、7月1.43倍。

続きまして2番は、連合山梨が8月に公表している県内の地場組合の昨年と今年の、特に小規模のデータを表しております。

100人未満、3,432円、1.43%。

299人～100人、2,832円、率にして1.28%。

これは、昨年との比較を隣に表しております。

続きまして、県内の賃金と自動車・同附属品製造業の最低賃金の水準比較を表しております。

パートタイム労働者、それから高卒初任給を時給換算したもの、それぞれを表して、その最低賃金との差額を表しています。

裏面に行きまして、われわれが所属する金属労協、JCMの2022の最低賃金の方針を表しております。

読み上げさせていただきます。

、同一企業内における正規労働者と非正規労働者だけでなく、大企業と中小企業、組織労働者と未組織労働者なども含めた賃金格差を是正し「同一価値労働同一賃金」を基本とした均等・均衡処遇を実現する水準へ引き上げる。

、人への投資の観点から、日本の基幹産業である金属産業の労働の価値にふさわしい賃金水準を確立するため、底支えの役割を果たす特定最低賃金を引き上げる事をめざす。

、地域別産業賃金を上回る水準を確保し、その水準差を維持しつつ、さらに基幹労働者にふさわしい水準への引き上げを図る。

少なくとも地域別最低賃金の引き上げ額以上の引き上げを確保する。

まとめといたしまして。

、県内の経済、製造業は、新型コロナウイルス感染症やエネルギー、原材料高の影響を受けながらも、緩やかに持ち直しているという調査結果が公表されている。

、県内の有効求人倍率は、直近3か月で5月、1.39倍、6月、1.44倍、7月、1.43倍と前年同期を上回っており、製造業を中心に人員不足の状況にある。

、2022年3月の春闘において、組織労働者の賃金は大幅に上昇している。

また、短時間労働者の時給や高卒初任給については時給換算で1,000円超という結果である。

以上の結果を含め、労働人口が減少していくなかで、若者を中心とした有望な労働者の県外流出に歯止めを掛ける事はもちろん、賃金改定された組織労働者との格差是正のため、また、非組織労働者の処遇改善の動きもあるなか当該産業に働く労働者の生活の確保と事業の公正競争確保を図ることからも、今年度の組織労働者の賃上げ結果に準拠した金額の引上げが必要であると考えます。

各委員の皆様の御理解をお願いいたします

以上です。

(伊藤部会長)

ありがとうございました。

続いて自動車関係の使用者側、お願いいたします。

(川島委員)

それでは、川島から見解を申し上げたいと思います。

令和4年度山梨県自動車・同附属部品製造の最低賃金審議に関する使用者側の見解。

今年度の山梨県自動車・同附属部品製造の最低賃金の審議について、使用者側として以下に見解を述べます。

自動車部品の受注・生産は減少している。

背景には、新型コロナウイルス感染拡大に伴う不安定なグローバル調達によるメーカーの減産である。

更には、原材料、エネルギーコストの高騰の影響で生産コストが急激に上昇している。

しかしながら、失注や他社転注を回避するために価格転嫁ができず、経営状

況は厳しい状況で推移している。

特に企業体力、資金力の乏しい下請けの中小、零細企業ではその影響による倒産や廃業が危惧されている。

経営を維持して行くことは企業の命題であるが、現下の状況では非常に難しい経営を迫られている企業が多い。

一時期、政府などによる経済支援もあったが、資金繰り緩和効果も薄まる時期を迎えており、会社を取り巻く経済環境が悪化している状況下で、脱落してゆく企業が益々増加する可能性が高い。

また、近年にない円安による追い打ちもあり、悪条件が重なり経営危機を迎えている企業は少なくなく、予断を許さない状況が続いている。

今後、自動車業界でもカーボンニュートラルの実現やGX、グリーントランスフォーメーションなどの取り組みを実施する企業においては負担が大きく、異業種の参入による競争で部品製造業者の統廃合が進むと考えられる。

また、自動車産業の生産拠点は賃金の安い東南アジア等へ、メーカー主導を含めて移管が加速しており、一部の部品の国内回帰はみられるものの、国内の部品製造業界の危機感はますます高くなっている。

大手製造業でも業界生き残りに苦慮しており、業況の回復は足踏みを続けているため、中小、零細企業にとっては更に深刻な倒産、廃業の選択をせざるを得ない状況に直面している。

使用者側としましては、資金力に限界がある中で、事業を継続してゆく事が最大の責務であり、賃金支払能力の低下を危惧しながら、取り巻く環境を打破するため苦慮している状況であることを御理解頂きたいと思っております。

現下の経済状況を鑑み中小、零細企業の窮状を考慮し、賃金支払能力に焦点を当てる事が最重要であり、事業存続と雇用の維持を最優先とすべきである。

自動車・同附属部品製造業の適用事業所を維持するためにも当専門部会における特定最低賃金の審議には慎重な検討と適切な判断を要望いたします。

以上です。

(伊藤部会長)

ありがとうございました。

双方から基本的見解が発表されましたが、それに対して議論にわたらない範囲で、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(川島委員)

質問してよろしいですか。

自動車の専門部会の資料の中で、三番目の、県内の賃金というもので、の表との表、例えば女性の場合、20年度の時間給が1,247円、21年度が1,066円になっている、これ、下がっているってということですか。

(櫻井委員)

これは、昨年も、前年度の比較ということで出しているの、それと同じように出しているのですが、これは、労働局さんからいただいている、公表されているデータを書いているものです。

その結果として下がっているのかどうかという細かい分析まではできておりませんが、結果としてこういうふうな発表されたものを引用させていただいたということですか。

まあ、いずれにしても時間給1,000円を超えている、女性がちょっと高いのは昨年も同じ。

この原因まではわれわれもつかんでいません。

(川島委員)

賃金構造基本統計調査票にはそうなっているということですね。

(櫻井委員)

そうです。

(川島委員)

わかりました。

(伊藤部会長)

ほかにありますでしょうか。

【 議事(4)その他 】

(伊藤部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事「(4)その他」に入ります。

何かございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(伊藤部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

(賃金室長)

それでは事務局から、次回の専門部会の日程について説明いたします。

電気の専門部会は、10月14日金曜日、午後2時からで、会場は、本日と場所が変わり、甲府市塩部のKKR甲府ニュー芙蓉となります。

自動車の専門部会は、10月6日木曜日、午前9時30分からで、会場は、山梨労働局の1階会議室となります。

それぞれの部会で会場が異なりますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(伊藤部会長)

よろしいでしょうか。

他にないようでしたら、以上をもちまして本日の第1回合同専門部会を終了します。

なお、本日の議事録の確認は、労働者側は小林委員、使用者側は山岸委員にお願いします。

本日はお疲れ様でした。